

発議第5号

つくばみらい市政務活動費の交付に関する条例の全部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及びつくばみらい市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和8年9月18日提出

つくばみらい市議会議長 鐘ヶ江 礼生奈 様

提出者 つくばみらい市議会議員

豊島 葵

賛成者 つくばみらい市議会議員

直井 誠

提案理由

本市議会において会派制が導入されたことに伴い、政務活動費の交付に関しても議論を重ねた結果、議員の調査研究その他の活動をより効果的かつ効率的に実施するため、会派に対して政務活動費を交付する制度に見直すため、改正を要する条項が広範囲にわたることから、条例の全部を改正するものです。

つくばみらい市議会政務活動費の交付に関する条例を公布する。

令和 8 年 月 日

つくばみらい市長

つくばみらい市条例第 号

つくばみらい市議会政務活動費の交付に関する条例

つくばみらい市政務活動費の交付に関する条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 5 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、つくばみらい市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第 2 条 政務活動費は、つくばみらい市議会における会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

（交付額及び交付の方法）

第 3 条 会派に対する政務活動費は、各月 1 日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額 3 万円を乗じて得た額を交付する。

2 政務活動費は、交付の申請のあった日の属する月の翌月分（当該申請のあった日がその属する月の初日（当該初日がつくばみらい市の休日を定める条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 2 号）第 1 条に規定する休日の場合は、同日後の最初の休日でない日）に当たる場合は、当月分）から当該月の属する年度の末月分までを一括して交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は、第 1 項の所属議員に含まないものとする。

4 基準日において会派の解散があった場合は、当月分の政務活動費は、当該会派に対して交付しない。

5 基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

（所属議員数の異動に伴う調整）

第 4 条 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額（異動が生じた日の属する月

の翌月（その日が月の初日である場合は、その日の属する月）以降の各月について、当該会派の所属議員数に月額３万円を乗じて得た額をいう。以下「異動後の額」という。）を下回るときは、市長は、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の額を上回る場合は、会派は、当該上回る額を返還しなければならない。

（経費の範囲）

第５条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表に定めるとおりとする。

２ 政務活動費は、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

（経理責任者）

第６条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第７条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書又はこれに準ずる書類を添えて、議長に提出しなければならない。

２ 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年４月３０日までに提出しなければならない。

３ 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散のときから１５日以内に収支報告書を提出しなければならない。

４ 前項の規定は、議員の任期満了及び議会の解散の場合について準用する。

５ 議長は、第１項の規定により収支報告書の提出があったときは、速やかに、その写しを市長に送付しなければならない。

（政務活動費の返還）

第８条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額を返還しなければならない。

２ 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散した場合であって、前項に規定する残余がある場合は、当該会派は、当該残余の額に相当する額を返還しなければならない。

３ 前項の規定は、議員の任期満了及び議会の解散の場合について準用する。

（収支報告書の保存）

第９条 議長は、第７条第１項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。

（透明性の確保）

第１０条 議長は、第７条第１項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

２ 議員は、この条例により交付される政務活動費について、適正かつ透明性を確保した運用に努めるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(つくばみらい市政務活動費の特例に関する条例の廃止)

2 つくばみらい市政務活動費の特例に関する条例（平成 19 年つくばみらい市条例第 27 号）は、廃止する。

別表（第 5 条関係）

項 目	内 容
研究研修費	会派若しくは会派に所属する議員が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費
調 査 旅 費	会派又は会派に所属する議員が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派又は会派に所属する議員が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派又は会派に所属する議員が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広 報 費	会派又は会派に所属する議員が行う調査研究活動、議会活動及び市の施策の評価について、会派が市民に報告するために要する経費
広 聴 費	会派又は会派に所属する議員が市政並びに会派の施策等に関する市民からの要望及び意見を聴くための会議等に要する経費
消 耗 品 費	会派又は会派に所属する議員が行う調査研究活動に必要な各種事務用品等の購入に要する経費
備 品 費	会派又は会派に所属する議員が行う調査研究活動に必要な備品の購入に又は賃借に要する経費